

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 8 号

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める
条例の一部を改正する条例

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 6 号」を「第 8 号」に改め、「の土木工学科もしくはこれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科もしくは」を「において土木工学科または」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の後ろに「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科もしくは電気工学科またはこれら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「有する者」の後ろに「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「次条第 1 項第 2 号」を「次条第 1 号、第 2 号」に改め、「による専門学校」の後ろに「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の後ろに「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の後ろに「（2 年 6 月

以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の後ろに「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「もしくは第 2 号に規定する課程および学科目または第 3 号もしくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「または学科目」を削り、「年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「有する者」の後ろに「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「あつては 1 年」を「あつては 2 年」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第 1 号に規定する卒業をした者にあつては 1 年以上、第 2 号に規定する卒業をした者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の後ろに「（5 年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「よる中等学校」の後ろに「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の後ろに「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」

第 4 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」

第4条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項および第2項の土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号，第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては，修了した後），同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては，修了した者）については5年以上，同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「および第4号」を「または第5号」に改め，「土木工学以外の」を削り，「に関する学科目またはこれらに相当する学科目」を「の課程またはこれらに相当する課程（土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。）」に，「同条第4号」を「同条第5号」に改め，同条第4号中「および第4号」を「および第5号」に，「学科目」を「課程」に，「同条第4号」を「同条第5号」に改め，同条第5号中「第2号」を「第1号もしくは第2号」に，「学科目」を「課程」に，「年数」を「最低経験年数」に改め，同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。）であって，1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第37条第1項および第2項の土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって，3年以上水道に関する技

術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

- 1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年函館市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「改正後の第 4 条第 1 項第 8 号」を「函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例第 4 条第 1 0 号および第 5 条第 7 号」に改める。